

MAIL NEWS



JR東日本輸送サービス労働組合

JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION

2020.11.25

NO. 110



ホームページ



Twitter



JR EAST
TRANSPORT
SERVICE WORKERS
UNION

UENO CONDUCTOR BRANCH
JR東日本輸送サービス労働組合
上野車掌区分会

絆
kizuna

第21号

2020年11月25日

発行責任者：情宣部

またか！？今度も

組合員に転勤懲憑！！

**組合員・役員を狙った配転は
不利益取扱いの不当労働行為だ！**

4月以降に転勤したのは8名で、7名が組合員です。そのうち
役員・連絡会・サークル協に携わっていたのは7名中
5名です。職場社員数に対しての組合員の割合から見ても、J T
S U - Eの組合員と役員を狙い撃ちにした転勤である事
は誰の目にも明らかです。

特に大岸さんは9月の分会大会において副分会長に選出されて
おり、10月行われた面談では上車で働きたいという希
望を明確に示しています。しかも他に転勤を希望している人
がいて、大岸さんは上車で働く事を主張しているにも関
わらず、転勤を懲憑するという事は何が目的なので
しょうか？

転勤者の割合や懲憑の実態を見ると、明らかにJ T S U - Eの組織破
壊が狙われています。組合加入や組合役員である事を理由
に配転させる事は労働組合法第7条「組合員である
ことを理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止」
にあたる不当労働行為です。

分会は、現場長に不当労働行為を通告！！

またしても本人希望を無視した転勤の懲憑！
不利益扱いの不当労働行為を通告！

**J T S U - E 組合員へ不利益扱いを行い、
安全性・専門性そして人間性を否定する
ジョブローテーションの即刻、中止・見直しを求めます！**